

# 個社様式に関する「お困りごと」のまとめ

本資料は本ページにご投稿頂いた個社様式に関するお困りごと、ご意見をまとめたものです。

1.0版 2022年3月18日

アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)  
普及委員会

※「chemSHERPA」、「JAMP」は、一般社団法人産業環境管理協会の登録商標です。

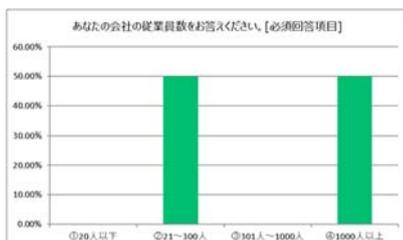
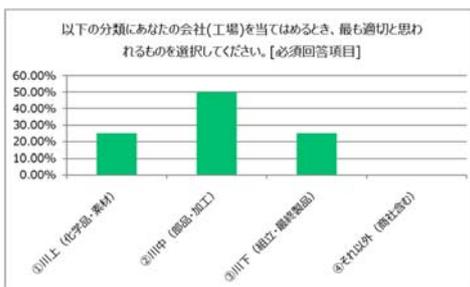


## 頂いた投稿の概要

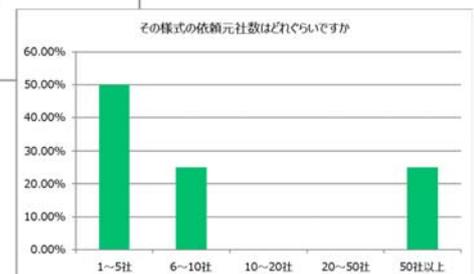
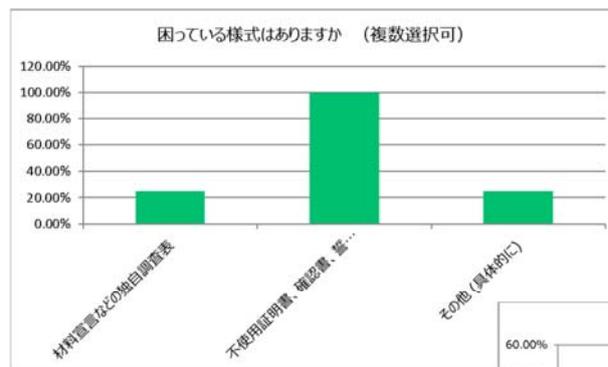
4件 (2022年3月現在)

1

### サプライチェーン上の位置づけ、会社規模



### 困っている様式と依頼元の企業数



Answer Choices	Responses	
chemSHERPAの回答と同じ内容を証明書として要求される	75.00%	3
とにかく別途証明書を要求される	25.00%	1
顧客の様式で提出する必要があり個別対応になる	100.00%	4
chemSHERPAに収載する前に物質調査される	100.00%	4
その他 (具体的に)	25.00%	1
	<b>Answered</b>	<b>4</b>

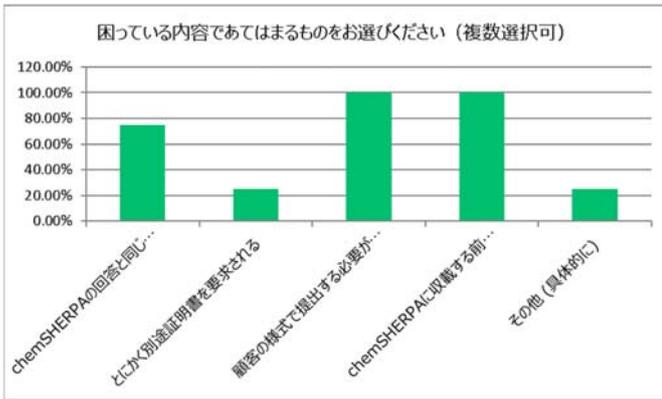
## 独自様式、不使用証明書に関するお困りごとを具体的に教えてください。

最近、米国CA Prop 65規制や米国TSCAのSNUR対象規制物質の含有についての調査依頼があった。今迄はAISを経てchemSHERPAのみの依頼だった依頼元だが、昨年から上記物質についての調査依頼が追加されたことにより、調査依頼のスキームがchemSHERPA導入前に一部戻ってしまっている。

SVHCへのリスト追加「候補」になった時点で海外の川下メーカーが調査依頼を出してくるため不使用証明書で対応するしかない。  
エンドユーザーが「自社基準書の内容で網羅出来ない物質」について通常的不使用証明書とは違う「別バージョン」の不使用証明書提出要求も出してくる (1エンドの依頼に対し複数の証明書が飛び交うため依頼先に混乱が生じた)

chemSHERPAのバージョンアップ時に、ツールの公開前にHPに掲載されているエクセル版の物質リストを依頼元の独自リストへ取り込み、調査依頼される。報告納期がツールの公開前のため、非常に業務負担がかかります。  
ツールの公開前にリストを掲載することが避けられないのであれば、参照のみの設定や調査への利用をツール公開まで制限いただきたいとします。

依頼自体が、chemSHERPAで確認の上、不使用証明書を発行下さいと言うもの。  
他にはエクセルで提出のもの、PDF化しないといけないもの、質問形式の回答書で分岐が多く本質的な含有の有無の回答以外の所で見落としが無い慎重に見ないとならない(見辛い)文書のもの、等どうしても時間が掛かってしまう。



chemSHERPAに網羅されていない物質調査をされる。



## 各社が要求する理由を聞かれていれば教えてください。

理由は開示されていない為、必要性さえ不明。
<ul style="list-style-type: none"> <li>川上に遡って依頼をかけていく都合上、川下に近いほど早く依頼をかけ始めたいから</li> <li>自社基準書の内容ですべてを網羅できるようにすると、それほど厳しくない業界向けに対しては管理を厳しくしてしまうことになるため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>依頼元の理由は未確認。</li> <li>弊社側はchemSHERPAを十分に扱える力量の担当が少なく、依頼元様式よりもchemSHERPAで回答する事を提案するに至っていない。</li> </ul>

## どのようにすれば、chemSHERPAのみの要求に集約されるのか、ご意見があれば、お願いします。

chemSHERPAの更新は大変になると思いますが、上記のように現状chemSHERPAに網羅されていない物質や法規制についても追加してもらえれば、他の調査要求は無くなると思います。

ChemSHERPAの改訂を可能な限り早めていただく  
その際にリスト更新以外のごまごましたマイナー修正を別更新にすることで早まるのであれば別にする等 (こちらはSVHCなどの物質リストに変更があったかどうかで最新版として通用するか確認します)

啓発活動でしょうか。chemSHERPAがデフォルトスタンダードになれば集約されていくと思います。

難しいのは承知の上での印象です。chemSHERPAはエクセル等と異なりファイルクリックですぐに閲覧が出来ないため、一定数は昔ながらより早く内容確認できる独自様式に拘っているという事があると思われま  
す。SHAI,SHCIクリックでツールが立ち上がった、ツールにドラッグでファイルが開いたり、と言う機能が実装  
されると多少chemSHERPA要求への集約が早くなると思われま

また、川下としての経験ですが海外部品、材料メーカーに現地語のchemSHERPAマニュアルを渡しても  
中々対応頂けず、弊社様式の不使用証明書でも良いですと妥協する事が多々あります。海外への  
chemSHERPA普及活動の継続もぜひよろしくお願い致します。





※「chemSHERPA」、「JAMP」は、一般社団法人産業環境管理協会の登録商標です。

1. 著作権

・本資料の著作権は、発行者であるアークケミカルマネジメント推進協議会(JAMP)に帰属し、本書の無断での複製、転載などは著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書に記載されている文章、図表などを複製、転載などされる場合は、事前に発行者の許諾を得てください。

2. 責任の制限

・本資料は、記載された情報の利用にあたっては各自の判断に基づき行うものとし、作成者・著作者はそれによって生じた一切の損害については責任を負いかねます。